

別紙料金表

《加美北特別養護老人ホーム》 介護老人福祉施設

介護保険給付対象

定員100名

2級地

10.72

平成27年8月1日改定

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考					
基本サービス費 (1日につき)	個室・多床室 <b>547</b> 単位	5,863 円	<b>614</b> 単位	6,582 円	<b>682</b> 単位	7,311 円	<b>749</b> 単位	8,029 円	<b>814</b> 単位	8,726 円	
加算項目	1 栄養マネジメント加算	14単位(150円)/日		栄養マネジメントを実施した場合							
	2 療養食加算	18単位(192円)/日		療養食を提供した場合							
	3 初期加算	30単位(321円)/日		初期加算(入所日より30日以内。30日以上入院後の再入所も同様)							
	4 入院時・外泊時加算	246単位(2,637円)/日		病院等へ入院した場合及び居宅等へ外泊を認めた場合(但し1月に6日が限度)							
	5 個別機能訓練加算	12単位(128円)/日		機能訓練指導員を1名以上配置し個別機能訓練計画を作成実施している場合							
	6 日常生活継続支援加算	36単位(385円)/日		要介護4若しくは5の方や認知症の方が一定割合以上入所しておられ、介護福祉士を一定割合(入所者6名に対して1名)以上配置している場合							
	7 看護体制加算Ⅰ	4単位(42円)/日		常勤の看護師を1名以上配置している場合							
	8 看護体制加算Ⅱ	8単位(85円)/日		看護師を基準より1名以上多く配置している場合							
	9 夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位(139円)/日		夜勤を行う介護・看護職員が、定められた基準を1人以上上回っている場合							
	10 精神科医師定期的療養指導加算	5単位(53円)/日		認知症の方が全入所者の3分の1以上入所しておられ、精神科担当医が定期的な療養指導を月2回以上行っている場合							
	11 若年性認知症入所者受入体制	120単位(1,286円)/日		若年性認知症の方に対して定められた基準にそってサービス提供を行った場合							
	12 退所時相談援助加算	400単位(4,288円)/回		退所にあたって日常生活や各種訓練等を含めた全般的に相談援助を行った場合							
	13 退所前連携加算	500単位(5,360円)/回		在宅復帰の際、ケアマネジャーと連携し退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合							
	14 在宅復帰支援機能加算	10単位(107円)/日		在宅復帰にあたり家族と連絡調整の上、指定居宅介護支援事業所に必要な情報提供をした場合							
	15 在宅・入所相互利用加算	40単位(428円)/日		在宅生活を継続する為あらかじめ入所期間を定め複数人で同一の居室を計画的利用した場合							
	16 経口移行加算	28単位(300円)/日		経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合							
	17 経口維持加算Ⅰ	400単位(4,288円)/月		摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に対して定められた基準にそって経口による継続的な食事摂取のための計画を作成し、栄養管理を行った場合							
	18 経口維持加算Ⅱ	100単位(1,072円)/月		経口による継続的な食事摂取を支援するための食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合							
	19 口腔衛生管理体制加算	30単位(321円)/月		定められた基準に適合して歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアの助言及び指導を月1回以上行っている場合							
	20 口腔衛生管理加算	110単位(1,179円)/月		定められた基準に適合して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合							
	21 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位(2,144円)/日		認知症の行動・心理症状が認められる為在宅生活が困難で緊急入所が適当と医師が判断した方にサービス提供を行った場合(入所日から7日が限度)							
	22 サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12単位(128円)/日		介護職員総数の内、介護福祉士の割合が100分の50以上の場合							
	23 サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位(64円)/日		看護・介護職員総数の内、常勤職員の割合が100分75以上の場合							
	24 サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位(64円)/日		入所者に直接サービスを提供する職員総数の内、勤続3年以上の者が100分の30以上の場合							
	25 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1000分の59相当の単位数		定められた基準に適合して介護職員の処遇改善を実施している場合							

※通常の利用者負担は、介護保険負担割合証に基づき上記費用の1割もしくは2割となります。

※職員体制に基づく加算は職員配置状況により算定しないことがあります。

※上記加算項目6,22,23,24の内いずれかの加算を算定している場合、この4項目内で他の加算は算定しません。

※25の所定単位数は、基本サービス費に該当する各種加算を加えた総単位数とします。

介護保険給付対象外

利用者負担段階	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
食費 (1日につき)	300円	390円	650円	1,380円	
	(介護保険負担限度額認定証提示の方は上記負担限度額となります。)				
居住費 (1日につき)	個室	320円	420円	820円	1,150円
	多床室	0円	370円	370円	840円
理美容代(税別)	調髪 1,700円	うぶ毛剃り 500円	パーマ 3,500円	カラー 3,500円	
貴重品管理料	1,000円/月				
レクリエーション参加費	材料代等の実費 (200円程度/回)				
複写物交付サービス費	A3以外 10円/枚	A3 20円/枚			

多床室適用の理由
① 多床室入所
② 平成17年10月介護保険制度改正前入所による経過措置
③ 感染症等により個室への入所が必要であると医師が判断した入所者で個室への入所期間が30日以内であるもの
④ 著しい精神症状等により同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして個室への入所が必要であると医師が判断したもの

\* 利用料負担金等の減額には認定証の提示が必要です。

\* 多床室入所以外でも右上表の②～④の理由により多床室料金の適用となることがあります。

\* ご請求は、1ヶ月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生じる場合があります。

\* 入院時、外泊時加算対象期間については居住費を算定いたします。

\* 上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。